

愛知県感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第10条の2に基づき、平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延時においては、必要な協議を行うよう努めるものとする等、関係機関間における感染症発生時・まん延時の対応に関する枠組みの構築を推進することを目的として愛知県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 愛知県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）の実施状況の確認、その実施に有用な情報の共有化に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等感染症等発生時における必要な対策の実施に関すること。
- (3) その他感染症発生時・まん延時における必要な対策に関すること。

(協議会構成員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 感染症指定医療機関の長
- (2) 診療に関する学識経験者の団体の代表
- (3) 関係行政機関の長等
- (4) 消防機関の長
- (5) その他関係機関の長

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 会長は、必要に応じ、協議会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、保健医療局感染症対策局長が構成員を招集し、年1回以上開催する。

(検討部会)

第6条 必要に応じて協議会の下に検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、必要に応じ、検討部会を開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健医療局感染症対策局感染症対策課医療体制整

備室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。